

## 令和8年度介護保険料の特例について

### 【特例措置】

介護保険料は、3年間で計画期間とした介護保険事業計画において、事業運営に必要となる費用を賄えるように設定しています。

令和7年度の税制改正(令和8年度適用)では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から給与所得控除の最低保障額(55万円→65万円)の引き上げが行われましたが、この税制改正による介護保険料への影響を受けないよう、国において介護保険法施行令の改正が行われました。

この事に伴い、市においても介護保険条例の一部において所要の改正を行い、令和8年度に限り、介護保険料の算定については、次のとおり算定することとなりました。

なお、対象となる方は、令和8年1月1日および同年4月1日に東久留米市に住民登録がある方で、令和7年中(1月から12月)の給与収入が55万1千円以上190万円未満の方です。

- ・令和7年の給与収入が55万1千円以上190万円未満の方の、所得金額の算定においては、税制改正前の最低保障控除額 55 万円を適用します。
- ・令和8年度の住民税が非課税であっても、税制改正前の計算の結果、住民税が課税されている場合の保険料段階となることがあります。
- ・令和6年中の給与収入と令和7年中の給与収入が変わらなければ介護保険料は令和7年度と同水準となります。(給与収入以外の収入や、世帯の課税状況などに変動がない場合)

給与収入	給与所得控除	
	税制改正前(介護保険料算定に用いる)	税制改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	65万円
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	65万円

【例】前年中の給与収入が105万円で他の所得がない場合(住民税非課税基準:前年の合計所得金額 45 万円以下)

- ・令和7年度の住民税は**課税**、介護保険料は本人が**住民税課税**で前年合計所得金額が 120 万円未満であるため第6段階
- ・令和8年度の住民税は**非課税**、介護保険料は本人が**住民税課税扱い**として前年合計所得金額が 120 万円未満であるため第6段階

**【特例減免】**

令和7年度および令和8年度の住民税がいずれも非課税である方で、令和7年度税制改正における給与所得控除の引き上げの範囲で給与所得が増加した場合には、上記の特例措置の影響を受けない特例減免を実施します。

住民税の情報を基に、市において自動計算・適用するため、申請は不要です。また、特例減免の対象となった方へは、減免適用後の保険料を通知します。